

建設緑政局職員安全衛生委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設緑政局職員の労働安全衛生に関する事項を調査審議し、安全管理及び衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年3月31日規則第27号。以下「市規則」という。）第9条第3項の規定に基づき、安全衛生委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条に定める安全衛生委員会として、建設緑政局に、建設緑政局職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(労働安全衛生方針)

第3条 建設緑政局長は、年度当初に委員会へ労働安全衛生方針を提示する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の事項について調査審議し、必要に応じ建設緑政局長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るため基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、職員の危険、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(組織)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

2 委員は、市規則第10条第1項の規定に基づき、建設緑政局の職員のうちから市長が任命する。

3 委員長は、建設緑政局総務部長をもって充て、副委員長は、川崎市職員労働組合の組合員である委員の中から定める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(書記)

第7条 委員会に書記2人を置き、建設緑政局総務部長が指名する者をもって充てる。

2 書記は、委員会の事務に従事する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設緑政局総務部庶務課庶務係に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 土木局安全衛生委員会要綱及び川崎市下水道局職員安全衛生委員会要綱は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成18年7月3日から施行する。

(経過措置)

2 市規則施行後、この改正要綱の施行前に改正前の要綱の規定によってした処分、手続その他の行為は、この改正要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。